

建業第 317 号
建技第 437 号
平成27年3月30日

交通基盤部各関係課長様
交通基盤部各出先機関の長様
各農林事務所長様

交通基盤部長

設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。
なお、改正要領は、平成27年4月1日から施行します。

担 当 建設業課指導契約班
電話番号 054 - 221 - 3059
担 当 建設技術監理センター技術支援第3班
電話番号 054 - 268 - 5004

設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領の改正について

1 改訂の理由

設計・施工一括発注方式（総合評価型）実施要領の制定に伴い、必要事項を定めた静岡県交通基盤部設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領を改正する。

2 内容

関係条項を整理する。

- (1) 執行機関の長と提案者のヒアリング（技術対話）後の改善された技術提案を受付け
- (2) 技術提案の改善に係る過程の概要の公表
- (3) 語句の修正

3 施行期日

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領

（目的）

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が発注する設計・施工一括発注方式（価格競争型）を適正かつ円滑に試行するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）設計・施工一括発注方式（価格競争型）とは、設計と施工を一体的に発注するものであり、入札に参加しようとする者から技術提案を受け付け、事前審査で採用された技術提案を基に、資格確認通知を受けた者による入札価格に基づき、落札決定する入札方式をいう。
- （2）技術提案とは、執行機関の長が示す概略の仕様と基本的な性能・設計等に基づき、入札に参加しようとする者が工事施工に必要な設計及び施工方法等について提出するものをいう。
- （3）設計・施工提案書とは、（2）に示すもののうち、設計・施工方法を明示した提案書をいう。
- （4）技術提案書とは、（2）に示すもののうち、発注者が示す標準案を実現する上で有効な施工上の工夫等を明示した提案書をいう。
- （5）提案者とは、技術提案を行った者をいう。

（対象工事）

第3条 設計・施工一括発注方式（価格競争型）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、制限付き一般競争入札及び公募型指名競争入札に付する工事であって、高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間による施工技術の開発が著しく、設計・施工技術を一括して活用することが適当なものとする。

ただし、執行機関の長が必要と認める場合はこの限りではない。

（工事の選定等）

第4条 対象工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、別途定める交通基盤部入札時VE審査委員会が行う。

（技術提案の募集）

第5条 執行機関の長は、技術提案の募集に当たっては、制限付き一般競争入

札にあっては入札公告、公募型指名競争入札にあっては掲示（以下「入札公告等」という。）に、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式（価格競争型）の対象工事であること。
- (2) 設計・施工提案書及び技術提案書を求めること。また、必要に応じて見積書を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 執行機関の長が、提案者に対し、その審査において執行機関の長と提案者のヒアリング（以下「技術対話」という。）を行うことの有無及び技術対話後に改善された技術提案を受け付けることの有無。
- (5) 技術提案については、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、その後の工事等において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案についてはこの限りではないこと。
- (6) 執行機関の長が技術提案を適正と認めることにより、設計及び施工に関する提案者の責任が軽減されるものではないこと。
- (7) 技術提案に要する様式

（設計・施工提案書及び技術提案書の提出）

第6条 執行機関の長は、入札に参加しようとする者に対し、制限付き一般競争入札にあっては入札参加資格確認申請書、また公募型指名競争入札にあっては公募型指名競争入札参加届書（以下「参加申込書」という。）の提出の際に併せて、設計・施工提案書及び技術提案書を提出させるものとする。また、必要に応じて見積書を提出させるものとする。

- 2 前項の規定により提出された技術提案書等は次により取り扱うものとする。
 - (1) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出後における提出内容の変更は認めないものとする。なお、技術対話を行う場合は、改善された設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出後における提出内容の変更は認めないものとする。

（技術提案の審査）

第7条 技術提案の審査は、交通基盤部入札時VE審査委員会が行うものとする。

- 2 審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。
- 3 執行機関の長は、高度な技術等を含む技術提案を求めた場合は、技術提案の審査結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、執行機関の長は、技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。
- 4 交通基盤部入札時 V E 審査委員会は技術提案の採否を決定し、その結果を資格委員会に報告するものとする。

(提案者に対する採否の通知等)

第 8 条 執行機関の長は、技術提案の採否について、別に定める技術提案の採否通知書により提案者に通知するものとする。

- 2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった項目内容については、その理由を付記して提案者に通知するものとする。

(技術提案の否認に対する説明等)

第 9 条 前条の規定に基づき技術提案が適正と認められない旨の通知を受けた者は、通知の日の翌日から 5 日以内に執行機関の長に説明を求めることができるものとする。この場合、書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送によるものは受け付けないものとする。

- 2 執行機関の長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認められた理由等についての説明を求めることができる最終日の翌日から 5 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(改善過程の公表)

第 10 条 執行機関の長は、技術提案を行った者に対し、その審査において、技術提案についての改善を求めた場合は、落札者決定後に技術提案の改善に係る過程の概要を公表するものとする。

(その他)

第 11 条 以下の内容は、次により取り扱うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札について、本要領に定めのない事項については、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領の定めるところによるものとする。

のとする。

- (2) 公募型指名競争入札について、本要領に定めのない事項については、静岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領の定めるところによるものとする。
- (3) その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 16 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

価格競争型 新旧対照表

設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領	設計・施工一括発注方式(価格競争型)試行要領
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が発注する設計・施工一括発注方式（価格競争型）を適正かつ円滑に試行するため、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、<u>設計・施工一括発注方式（価格競争型）とは、概略の仕様や基本的な性能・設計等に基づき技術提案を受け付け、事前審査で採用された技術提案を基に、設計と施工を一体的に発注する入札方式をいう。</u></p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が発注する設計・施工一括発注方式(価格競争型)を適正かつ円滑に試行するため、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1)設計・施工一括発注方式（価格競争型）とは、設計と施工を一体的に発注するものであり、入札に参加しようとする者から技術提案を受け付け、事前審査で採用された技術提案を基に、資格確認通知を受けた者による入札価格に基づき、落札決定する入札方式をいう。</u></p> <p><u>(2)技術提案とは、執行機関の長が示す概略の仕様と基本的な性能・設計等に基づき、入札に参加しようとする者が工事施工に必要な設計及び施工方法等について提出するものをいう。</u></p> <p><u>(3)設計・施工提案書とは、(2)に示すもののうち、設計・施工方法を明示した提案書をいう。</u></p> <p><u>(4)技術提案書とは、(2)に示すもののうち、発注者が示す標準案を実現する上で有効な施工上の工夫等を明示した提案書をいう。</u></p> <p><u>(5)提案者とは、技術提案を行った者をいう。</u></p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 設計・施工一括発注方式（<u>価格競争型</u>）の対象となる</p>

象工事」という。)は、制限付き一般競争入札及び公募型指名競争入札に付する工事であって、高度または特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しく、設計・施工技術を一括して活用することが適当なものとする。

ただし、必要があると認める場合はこの限りではない。

(工事の選定等)

第4条 対象工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、別途定める交通基盤部入札時 VE 審査委員会が行う。

(提案の募集)

第5条 提案の募集にあたっては、制限付き一般競争入札にあたっては入札公告、公募型指名競争入札にあたっては掲示(以下「入札公告等」という。)に、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該入札公告等に係る工事が設計・施工一括発注方式の対象工事であること。
- (2) 発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき、工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。

(4) 技術提案については、その内容が一般的に使用される

工事(以下「対象工事」という。)は、制限付き一般競争入札及び公募型指名競争入札に付する工事であって、高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間による施工技術の開発が著しく、設計・施工技術を一括して活用することが適当なものとする。

ただし、執行機関の長が必要と認める場合はこの限りではない。

(工事の選定等)

第4条 対象工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、別途定める交通基盤部入札時 V E 審査委員会が行う。

(技術提案の募集)

第5条 執行機関の長は、技術提案の募集に当たっては、制限付き一般競争入札にあたっては入札公告、公募型指名競争入札にあたっては掲示(以下「入札公告等」という。)に、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式(価格競争型)の対象工事であること。
- (2) 設計・施工提案書及び技術提案書を求めること。また、必要に応じて見積書を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 執行機関の長が、提案者に対し、その審査において執行機関の長と提案者のヒアリング(以下「技術対話」という。)を行うことの有無及び技術対話後に改善された技術提案を受け付けることの有無。

(5) 技術提案については、その内容が一般的に使用される状

状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

(5) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(6) 提案に要する提案書等の様式

(技術提案書の提出)

第6条 入札参加希望者は、制限付き一般競争入札にあっては競争参加資格確認申請書、また公募型指名競争入札にあっては公募型指名競争入札参加届書(以下「参加申込書」という。)の提出の際に併せて、発注者が定める概略の仕様や基本的な性能に基づいた技術提案の内容を明示した技術提案書を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案書は次により取り扱うものとする。

(1) 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。

(3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

状態となった場合は、その後の工事等において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案についてはこの限りではないこと。

(6) 執行機関の長が技術提案を適正と認めることにより、設計及び施工に関する提案者の責任が軽減されるものではないこと。

(7) 技術提案に要する様式

(設計・施工提案書及び技術提案書の提出)

第6条 執行機関の長は、入札に参加しようとする者に対し、制限付き一般競争入札にあっては入札参加資格確認申請書、また公募型指名競争入札にあっては公募型指名競争入札参加届書(以下「参加申込書」という。)の提出の際に併せて、設計・施工提案書及び技術提案書を提出させるものとする。また、必要に応じて見積書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案書等は次により取り扱うものとする。

(1) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の返却及び公表は行わないものとする。

(3) 設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出後における提出内容の変更は認めないものとする。なお、技術対話を行う場合は、改善された設計・施工提案書、技術提案書及び見積書の提出後における提出内容の変更は認めないものとする。

(技術提案の審査)

第7条 技術提案の審査は、交通基盤部入札時 VE 審査委員会が行うものとする。

2 審査にあたっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行なうものとする。

3 交通基盤部入札時 VE 審査委員会は技術提案の採否を決定し、その結果を指名委員会に報告するものとする。

(提案者に対する採否の通知等)

第8条 契約担当者は、技術提案の採否について、別に定める技術提案の採否通知書により通知するものとする。

2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

(提案の否認に対する説明等)

第9条 前条の規定に基づき技術提案が適正と認められない旨の通知を受けた者から、発注機関の長に対し、説明を求めることができる期間は通知の日から5日以内とする。この場合、書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送によるものは受け付けないものとする。

第7条 技術提案の審査は、交通基盤部入札時 VE 審査委員会が行うものとする。

2 審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

3 執行機関の長は、高度な技術等を含む技術提案を求めた場合は、技術提案の審査結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、執行機関の長は、技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

4 交通基盤部入札時 VE 審査委員会は技術提案の採否を決定し、その結果を資格委員会に報告するものとする。

(提案者に対する採否の通知等)

第8条 執行機関の長は、技術提案の採否について、別に定める技術提案の採否通知書により 提案者に通知するものとする。

2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった 項目内容については、その理由を付記して提案者に通知するものとする。

(技術提案の否認に対する説明等)

第9条 前条の規定に基づき技術提案が適正と認められない旨の通知を受けた者は、通知の日の翌日から5日以内に執行機関の長に説明を求めることができるものとする。この場合、書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送によるものは受け付けないものとする。

第 10 条 発注機関の長は前条の規定に基づき、説明を求められた場合は、5 日以内に書面により回答するものとする。

(その他)

第 11 条 その他必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 16 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 執行機関の長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認めた理由等についての説明を求めることができる最終日の翌日から 5 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(改善過程の公表)

第 10 条 執行機関の長は、技術提案を行った者に対し、その審査において、技術提案についての改善を求めた場合は、落札者決定後に技術提案の改善に係る過程の概要を公表するものとする。

(その他)

第 11 条 以下の内容は、次により取り扱うものとする。

(1) 制限付き一般競争入札について、本要領に定めのない事項については、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領の定めるところによるものとする。

(2) 公募型指名競争入札について、本要領に定めのない事項については、静岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領の定めるところによるものとする。

(3) その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 16 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

【別紙】

様式第 1 号

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

技術提案採否通知書